

# 厚生労働省の取り組み (家庭用品対策)

平成24年3月27日

厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室

# 化学物質安全対策室の主な業務

## 化学物質審査規制法

人の健康及び動植物に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止

## 生活環境中の化学物質対策

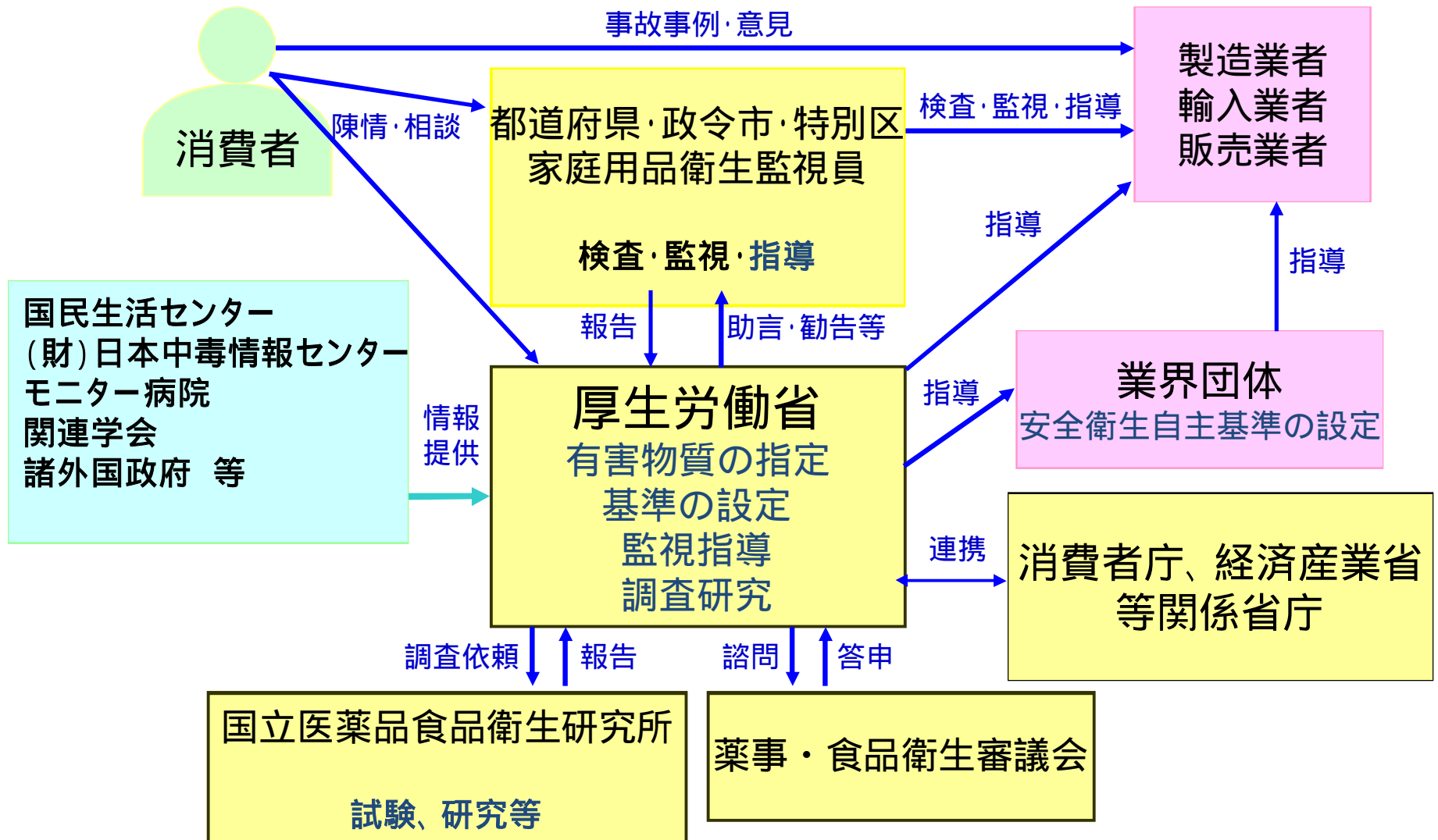
急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制

## 毒物及び劇物取締法

有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施

## 家庭用品規制法

# 家庭用品安全対策の体系



# 厚生労働省の家庭用品安全対策

- 1 家庭用品規制法に基づく規制基準
- 2 安全衛生自主基準、安全確保マニュアル
- 3 家庭用品健康被害病院モニター報告
- 4 製品事故情報の報告・公表

# 家庭用品規制法に基づく規制基準(20物質)

塩化水素 硫酸 水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	住宅用の洗浄剤で液体状のもの(製剤たる劇物を除く。)	トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物 有機水銀化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム
塩化ビニル メタノール	家庭用エアゾル製品		
DTTB ディルドリン	繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤
ホルムアルデヒド	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具で24ヶ月以下の乳幼児用のもの  繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋、くつした及びたび かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたのために使用される接着剤	APO TDBPP ビス(2,3-ジブロモプロピル)ホスフェイト化合物  ジベンゾ[a,h]アントラセン ベンゾ[a]アントラセン ベンゾ[a]ピレン	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物  クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤  クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材

# 安全衛生自主基準

事業者による自主的な安全確保の取組み

これまでに

ウェットワイパー類

家庭用カビ取り剤・防カビ剤

生活害虫用殺虫剤

家庭用シミ抜き剤

コンタクトレンズケア製品

芳香・消臭・脱臭剤

綿棒

洗浄剤

漂白剤

について、業界団体が安全衛生自主基準を設定

家庭用品規制法

第3条(事業者の責務)

家庭用品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響をはあくし、当該物質により人の健康に係る被害が生じることのないようにしなければならない。

# 安全確保マニュアル

「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」  
(平成9年)に基づき、製品の設計、製造、使用、廃棄  
に至るまでの総合的リスク管理の手順を定め、事業者  
による製品の安全確保レベルの向上を支援

これまで、

防水スプレー(平成10年4月)

芳香・消臭・脱臭・防臭剤(平成12年3月)

家庭用カビ取り・防カビ剤(平成14年1月)

家庭用不快害虫用殺虫剤(平成17年7月)

家庭用洗剤・漂白剤(平成23年3月)

についてマニュアル作成のための手引きを公表

# 家庭用品健康被害病院モニター報告

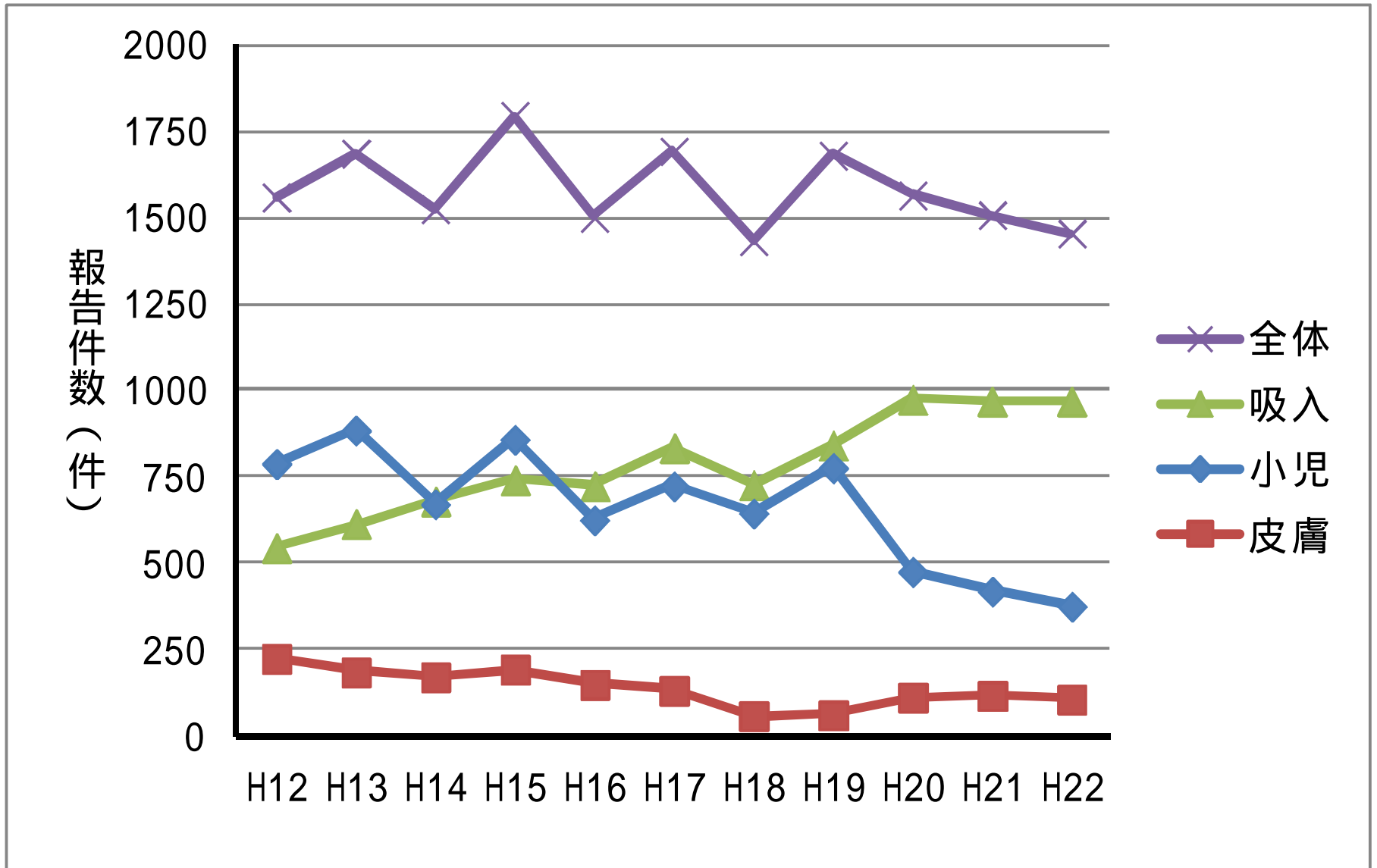
家庭用品等による健康被害の実態を把握し公表することにより、家庭用品の安全対策を一層推進することを目的として、家庭用品に係る健康被害病院モニター報告制度を昭和54年度から実施

平成22年度は、皮膚科8施設、小児科7施設、(財)日本中毒情報センターの協力を得て健康被害情報を収集

モニター病院の医師が家庭用品等による健康被害と考えられる事例(皮膚障害、小児の誤飲事故)について、また、(財)日本中毒情報センターが家庭用品等による吸入事故等と考えられる事例について、厚生労働省に報告



# モニター報告件数の推移

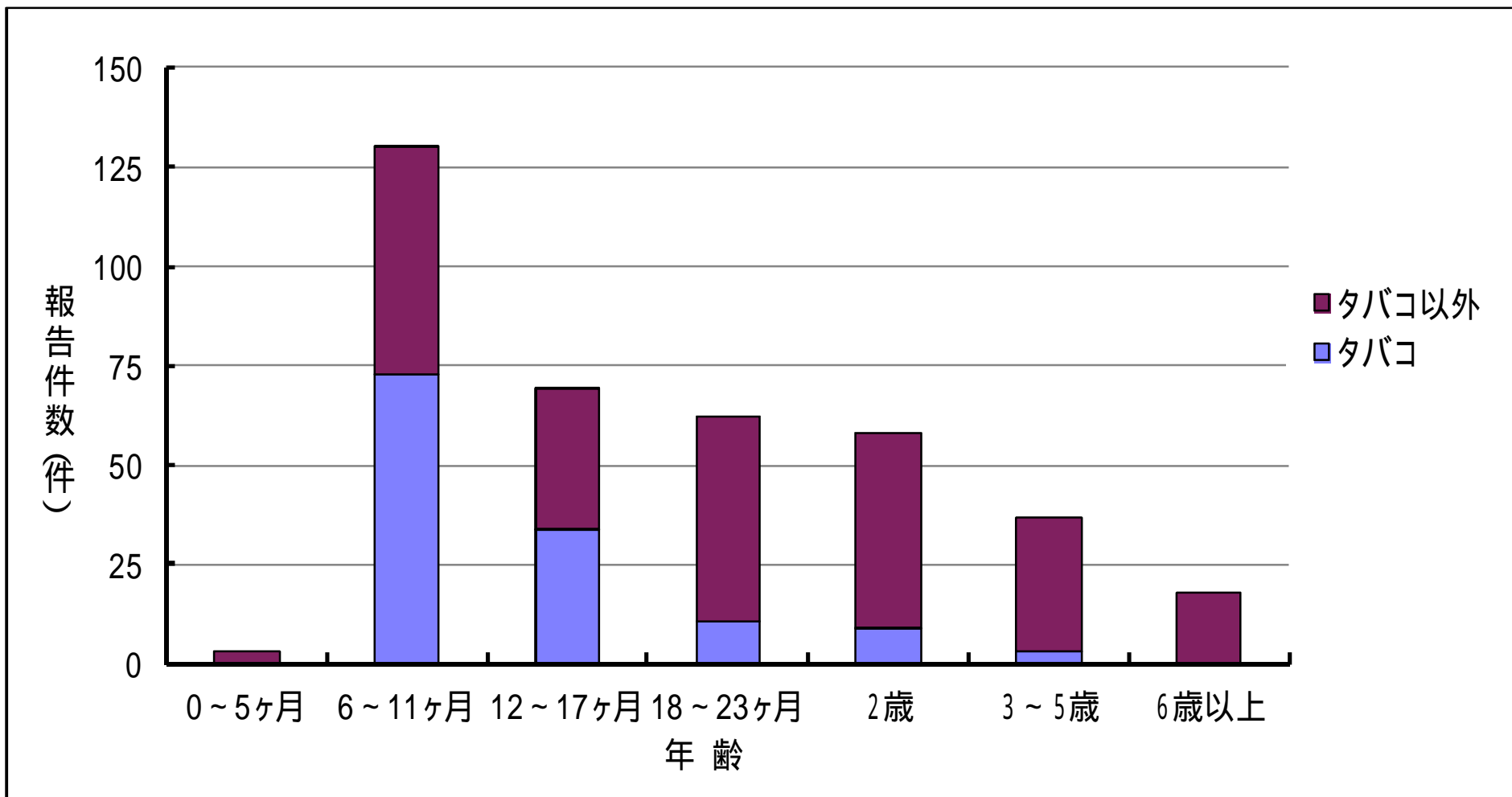


# 平成22年度 家庭用品等による健康被害のべ報告件数

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
装飾品	38(32.1%)	タバコ	130(34.5%)	殺虫剤	252(26.0%)
洗剤	13(9.8%)	医薬品・ 医薬部外品	64(17.0%)	洗浄剤(住宅 用・家具用)	156(16.1%)
時計/ ビューラー	各7(5.3%)	玩具	34(9.0%)	漂白剤	83(8.6%)
下着/ くつした/ 履き物/ 接着剤	各5(3.8%)	プラスチック製 品	25(6.6%)	芳香・消臭・脱 臭剤	81(8.4%)
		金属製品	各22(5.2%)	園芸用殺虫・殺 菌剤	43(4.4%)
		洗剤類	18(4.8%)	洗剤(洗濯用・ 台所用)	36(3.7%)
		化粧品	16(4.2%)	除菌剤	23(2.4%)
		硬貨	14(3.7%)	消火剤/ 灯油	22(2.3%)
時計バンド/ ベルト	各4(3.0%)	電池	9(2.4%)	除草剤/ 乾燥剤	21(2.2%)
		食品類	7(1.9%)		
総計	133(注) 100%	総計	377 100%	総計	970 100%

(注)皮膚障害では、原因となる家庭用品等が複数推定される事例があるため、報告事例総数(108例)とは異なっている。

# 年齢別の小児誤飲事故発生件数



# 製品事故情報の報告・公表制度

消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報の  
報告・公表制度(平成21年9月、消費者庁に移管)

製造(輸入)事業者は重大製品事故について内閣総理大臣  
(消費者庁長官)に報告

消費者庁長官は、報告された重大製品事故のうち家庭用品  
規制法で対応すべきものと認めるときは直ちに、厚生労働  
大臣に通知

厚生労働省は通知された重大製品事故の内容を  
速やかに公表

# 重大製品事故情報報告等の例

平成19年5月10日

卓球ラケット用接着剤の使用に伴う重篤な被害の発生について

平成19年6月1日～

デスクマットの使用に伴う重大製品事故について(第1報～第13報)

平成19年6月12日

スプレーのりの使用に伴う重大製品事故について

平成20年1月11日

組み立て式ベッドの使用に伴う重大製品事故について

平成20年8月11日

塗料の使用に伴うものと疑われる重大製品事故について

平成22年3月24日

冷却パッドの使用に伴う重大製品事故について